

学校給食費の改定について

1. 令和 7 年度の改定の流れ

6 月 25 日 教育委員会定例会における学校給食審議会への諮問決定
7 月 10 日 学校給食審議会からの答申
7 月～9 月 関連予算の 9 月補正予算要求及び予算審議

2. 学校給食審議会の答申

令和 7 年 7 月 10 日付の学校給食審議会の答申内容は以下のとおり。

「学校給食費の額を、令和 7 年 10 月から 1 食当たり小学校 335 円、中学校 380 円とすることが適当である。」

3. 学校給食費（1 食当たりの食材費）の改定金額

	現行 (令和 6 年度から)	改定金額 (令和 7 年 10 月から)	改定による差額
小学校	315 円/食	335 円/食	+20 円/食
中学校	375 円/食	380 円/食	+ 5 円/食

<補足：改定金額設定の考え方>

下記の改定の方針に基づき、米飯と牛乳の令和 7 年度の値上がり分を上乗せした金額で設定した。

(1)物価上昇の速さに対応する短期的な見直しの実施

現在の物価上昇の速さに対応し、単価の見直しを短期的に行う前提で、必要最小限の増額とする。

(2)副食率 50%台の維持

給食の充実に不可欠なおかずにかかる費用の割合を示す副食率が 50%台を維持できるように設定する。（副食率 小:47.93%→51.04% 中:51.76%→52.40%）

(3)小・中学校の差額の適正化

当市の給食費については、全国及び県内の平均より小学校と中学校の差が大きいため、今回の改定において差額を適正化する。

(4)給食費無償化を考慮した歳出予算の抑制

給食費の無償化により増額が市の財政負担となることを考慮する。

4. 改定期期 令和 7 年 10 月から

5. その他

教職員や給食センター職員など児童生徒以外の学校給食費についても、令和 7 年 10 月から上記 3 の改定金額とする。